

	<p>～ 美祢市中小事業者等省エネ機器・低燃費タイヤ導入支援事業 ～</p> <p>・ 市内中小事業者等が取り組む省エネ環境の整備及び社用車にかかる低燃費タイヤの導入を支援します!</p>
--	--

エネルギー価格や物価高騰により、厳しい経営状況にある市内中小事業者等が実施する、省エネ環境の整備及び社用車にかかる低燃費タイヤの導入を目的とした取り組みを支援し、経営負担の軽減並びに地域経済活動の継続を目的に補助金を交付します。

1 補助対象者

中小企業基本法 第 2 条に規定する企業者（※個人農家は除く）
特定非営利活動促進法 第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
医療法 第 39 条に規定する医療法人
社会福祉法 第 22 条に規定する社会福祉法人
中小企業団体の組織に関する法律第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体

※上記に該当する事業者等であっても、本補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと判断する場合は対象外とします。

2 補助対象経費

(1) 省エネ機器(※1)導入の場合

市内の工場、店舗及び事務所へ設置する一定の省エネ効果が認められる省エネ機器の導入に要する経費を対象とし、「エアコン、LED 照明機器 LED 電球、ショーケース(冷蔵・冷凍)、ガス温水機器、石油温水機器、電気温水機器、エコキュート、複写機及び複合機」が本事業の対象となります。ただし、市外事業者から購入するもの及び中古品は対象外とします。

(※1) 省エネ機器とは、以下のア～ウのいずれかに該当する製品となります。

- (ア) 統一省エネラベルの多段階評価点が★★★(3.0)以上
- (イ) トップランナー基準を達成(省エネ基準達成率が100%以上)
- (ウ) グリーン購入法調達基準適合商品

(注) 上記以外で、対象製品の省エネ性能が不明な場合、メーカー又は販売店の「省エネ性能証明書」が必要となります。

(2) 低燃費タイヤ(※2)導入の場合

市内事業者等が事業活動を行うために使用する事業用車両(緑ナンバー、黒ナンバー)又は自動車運転代行業に用いる随伴用車両に取り付けるものが本事業の対象となります。ただし、市外事業者から購入するもの及び中古品は対象外とします。

(※2) 低燃費タイヤとは、一般社団法人日本自動車タイヤ協会のラベリング制度における低燃費タイヤ統一マークが表示されているもの又は各タイヤメーカーの基準により燃費向上の効果が認められるものをいいます。

注) (1)、(2)とも国、県又は市において補助金等の交付又は交付を受ける予定の同一対象経費は対象外となります。

3 補助交付要件

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 省エネ機器の導入については、補助対象経費の合計額(税抜)が10万円以上であること。また、低燃費タイヤの導入については、補助対象経費の合計額(税抜)が5万円以上であること。

- (2) 令和 8 年 1 月 1 日時点において、市内に事業所等を有し、かつ、6 か月以上継続して事業活動を行っていること。
- (3) 引き続き市内において事業活動を継続する意思があること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第 13 項に規定する接客業務受託営業を行う者でないこと。
- (6) 補助対象者又は同居する親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

4 補助金の額等

- (1) 省エネ機器の導入 : 補助対象経費の 3 分の 2
低燃費タイヤの導入: 補助対象経費の 2 分の 1
(補助対象経費は税抜、また、算定額に端数が生じた場合、千円未満は切り捨てとなります。)
- (2) 補助金限度額は 1 事業者あたり 100 万円となります。なお、省エネ機器、低燃費タイヤの導入について併用申請も可能ですが、限度額は 1 事業者あたり 100 万円となります。

5 申請手続

○ 申請受付期間

令和 8 年 3 月 6 日(金)から令和 8 年 4 月 30 日(木)まで

※上記期間中であっても、申請受付が予算額に達した時点で、受付を締め切ります。

○ 申請方法

申請書類一式を、市商工労働課(市役所別館 2 階)又は市商工会へ提出

○ 申請に必要な書類

- 美祢市中小事業者等省エネ機器・低燃費タイヤ導入補助金交付申請書(別記様式第 1 号)
- 事業計画書(別記様式第 2 号)
- 経費明細書(別記様式第 3 号)
- 宣誓兼同意書(別記様式第 4 号)
- 申請書に記載のある添付書類一式

6 申請書類の入手方法

市商工労働課、市商工会、また美祢市HPからのダウンロードも可能です。

7 申請から交補助金交付までの流れ

- (1) 交付申請書類一式を、市商工労働課又は市商工会へ提出(申請者)
- (2) 市商工労働課にて内容審査後、申請者へ交付(不交付)決定通知(市)
- (3) 事業の実施・完了後、実績報告書提出(申請者)
- (4) 市商工労働課にて実績内容確認後、申請者へ確定通知(市)
- (5) 請求書提出(申請者)
- (6) 請求書記載の口座に補助金確定額をお振込(市)

8 お問い合わせ

美祢市観光商工部 商工労働課

電話番号:0837-52-5224

Mail:shoukou@city.mine.lg.jp